

訴訟告知確認通知書

平成22年度 確認記号 ナ12950

この度、貴方との契約が成立された当該企業様より料金未払い、もしくは規約違反の疑いが確認証明されたため管轄簡易裁判所に貴方への訴状申請がなされました。本通知書によるご確認をお願い致します。(不服申し立てに関しまして原則2週間以内の異議申立書による返答がなき場合通常、原告の訴状にて執行されます)

本件に関します、当該企業からの訴状内容等の内容確認、ご相談につきましては当センター職員にて承ります。本通知書は内容確認の依頼であり、当センターによる訴訟告知ではございません。(原則としてお問い合わせはご本人様をお願いします)

故意に放置された場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚も放置されますと、原告側の訴状内容のままの判決が下され、執行官立会いのもと、貴方の給与または財産の差押え等、強制執行の可能性もあるため必ずご確認をお願いします。

※万が一、覚えのない場合、違法業者による電話営業、訪問勧誘などによる不正契約の手口という疑いも見受けられますので必ずご確認だけでも至急のご連絡をお願いいたします。

消費者支援センター

〒105-0001 東京都大田区南六郷4-12-11-3F

(消費者相談窓口) 03-5330-5262

(受付時間) 9:00~18:00 (土・日・祭日を除く)

・ お電話が混み合い繋がりがづらい場合があります